

駐車場法の技術的基準チェックシート(必須項目)

駐車場法施行令		
出入口 (政令第7条)	路 交 通 法 第 条 関	<input type="checkbox"/> 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか <input type="checkbox"/> トンネルに設けていないか(国土交通大臣が認めたものは除く) <input type="checkbox"/> 交差点の側端から5m以内でないか(国土交通大臣が認めたものは除く) <input type="checkbox"/> 横断歩道または自転車横断帯の側端から前後5m以内でないか <input type="checkbox"/> 踏切の側端から前後10m以内でないか
		<input type="checkbox"/> 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5m以内でないか
		<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、もしくは児童館の出入口から20m以内でないか
		<input type="checkbox"/> 橋に設けていないか(国土交通大臣が認めたものは除く)
		<input type="checkbox"/> 接続する道路の縦断勾配が10%以下か(%)
		<input type="checkbox"/> 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けているか(歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などは除く)
		<input type="checkbox"/> 駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか(前面道路に中央分離帯等がある場合を除く)
		<input type="checkbox"/> 出入口において自動車の回転を容易にするため必要がある場合、1. 5m以上の隅切りがあるか
		<input type="checkbox"/> 出口から2m【1. 3m】後退した車路の中心線上1. 4mの高さで左右60°以上見渡せ、歩行者等視認できるか (参考: 出口から2m後退し視認できる出口幅＝一方通行で約9. 6m以上・相互通行で約9. 7m以上) ※特定自動二輪車専用の駐車場の場合は、【 】内の数値とする
	車路 (政令第8条)	<input type="checkbox"/> 車路の幅員が5. 5m【3. 5m】以上あるか(一方通行は3. 5m【2. 25m】以上、駐車料金の徴収施設が設置されており歩行路の兼用しない箇所については、2. 75m【1. 75m】以上) ※特定自動二輪車専用の駐車場の場合は、【 】内の数値とする
明示 (政令第17条)	<input type="checkbox"/> 供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しているか	